

給実甲第 1 3 9 4 号

令和 8 年 7 月 2 2 日

（各府省事務次官）
（各 外 局 の 長） 殿

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 0 6 4 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 0 6 4 号（一般職の職員の給与に関する法律第 2 2 条第 2 項の非常勤職員に対する給与について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
一般職の職員の給与に関する法律 （昭和 2 5 年法律第 9 5 号）第 2 2 条第 2 項の非常勤職員に <u>対しては、</u> <u>常勤の職員の給与との権衡を考慮</u> <u>し、基本となる給与及び諸手当に相</u> <u>当する給与を、同項の規定に従って</u>	一般職の職員の給与に関する法律 （昭和 2 5 年法律第 9 5 号）第 2 2 条第 2 項の非常勤職員に <u>対する給与</u> <u>の支給について、下記のとおり指針</u> <u>を定めたので、これを踏まえて給与</u> <u>の適正な支給に努めてください。</u>

支給することとなります。この場合において特に考慮する事項について、下記のとおり指針を定めたので、これらを踏まえて給与の適正な支給に努めてください。

なお、これに伴い、給実甲第83号（非常勤職員に対する6月及び12月における給与の取扱いについて）は廃止します。

記

1・2 （略）

3 任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、扶養手当、住居手当並びに期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給するよう努めること。また、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給する場合においては、勤務期間、勤務実績等を考慮すること。この場合において、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、

なお、これに伴い、給実甲第83号（非常勤職員に対する6月及び12月における給与の取扱いについて）は廃止します。

記

1・2 （略）

3 任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努めること。この場合において、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること。

勤務期間、勤務実績等を考慮の上 支給すること。 4・5（略）	4・5（略）
--	---------------

以 上